

○文部科学省告示第百六十八号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十二月十日

文部科学大臣 田中 眞紀子

<p>ふたりの少女と西洋夾竹桃</p>	<p>指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」という。)の名称</p>
<p>ワズワース・アテ ネウム美術館(館 長 スーザン・ L・タルボット)</p>	<p>指定美術品等の所 有者の氏名又は名 称及び法人にあつ ては、その代表者 の氏名</p>
<p>平成二十四年 十二月十日</p>	<p>指定をした日</p>
<p>平成二十五年 三月十一日ま で</p>	<p>指定の有効期 間</p>
<p>愛知県美術館長 村田 眞宏 愛知県名古屋市中東区東桜一丁 目十三番二号</p>	<p>指定美術品等を公開しよう とする者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあつて は、その代表者の氏名</p>
<p>愛知県美術館 愛知県名古屋市中東区東桜一丁目十三番二号 平成二十四年十二月二十一日から平成二十 五年二月十一日まで</p>	<p>指定美術品等を公開する予定の施設の名称 及び所在地並びに指定美術品等を公開する 予定の期間</p>